

○入間市立小・中学校体育施設の開放に関する規則

昭和51年8月31日

教委規則第7号

改正 昭和57年6月1日教委規則第4号

昭和59年11月28日教委規則第5号

昭和63年3月30日教委規則第15号

平成2年12月25日教委規則第8号

平成5年9月29日教委規則第8号

平成7年4月25日教委規則第8号

平成12年3月29日教委規則第2号

平成18年2月27日教委規則第2号

注 昭和63年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、入間市における学校体育施設の開放に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 学校体育施設の開放とは、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲で、所管の小学校及び中学校の運動場や体育館を地域住民に開放し、その利用に供することをいう。

(開放校等の決定等)

第3条 教育委員会は、学校体育施設の開放を行うときは、当該学校長と協議のうえ、次の事項を決定し、公表するものとする。

- (1) 開放する学校（以下「開放校」という。）
- (2) 開放する体育施設（以下「開放体育施設」という。）
- (3) 開放する種目
- (4) 開放する日及び時間

(開放体育施設の管理責任)

第4条 学校体育施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理する。

2 入間市立小・中学校管理規則（昭和32年教委規則第9号）第26条の規定にかかわらず開放校の校長は、教育委員会が学校体育施設の開放を決定した時間内においては、当該開放校の開放体育施設について管理上の一切の責任を負わないものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により開放校の校長が負わないこととなる開放体育施設について

の管理上の責任を負うべき者（以下「管理責任者」という。）を指定するものとする。

（管理員）

第5条 開放校ごとに管理員を置く。

- 2 管理員は、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 管理員は、管理責任者の指示を受け、開放体育施設の管理及び開放体育施設を利用する者（以下「利用者」という。）の危険防止に当たるものとする。
- 4 管理員は、非常勤とする。

（運営委員会及び運営委員会連絡会）

第6条 教育委員会は、各地区ごとに運営委員会を置き、委員会相互の連絡調整並びに開放に関する基本的事項を協議するため運営委員会連絡会を置く。

- 2 前項の委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会及び運営委員会連絡会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（平7教委規則8・一部改正）

（利用団体の資格及び登録）

第7条 利用できる者は、各地区の運営委員会内に在住又は在勤する10人以上で構成した団体とし、かつ、当該団体の利用責任者は、成人者をもって当て、入間市学校体育施設利用団体登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、登録しなければならない。

- 2 登録の有効期限は、当該年度の3月末日とする。
- 3 登録した団体で、代表者又は責任者に変更が生じたときは、利用団体代表者・責任者変更届（様式第2号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（利用責任者）

第8条 利用責任者は、別記利用者心得を遵守し、利用者に徹底させなければならない。

- 2 利用責任者は、毎月1回開催される運営委員会の調整会議に出席しなければならない。

（利用の申込み）

第9条 登録した団体が、開放校を利用しようとするときは、入間市学校体育施設利用申請書（様式第3号）を利用する月の前月の24日までに教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の申請に基づいて利用の決定をしたときは、当該申請者に入間市学校体育施設利用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（平12教委規則2・一部改正）

（利用の特例）

第10条 教育委員会が特別に認めた団体が開放校を利用しようとするときは、第7条、第8条第2項及び前条の規定にかかわらず、入間市学校体育施設利用申請書（様式第4号）を利用する月の前月の22日までに教育委員会に提出し、許可を受けて利用することができる。

（平12教委規則2・一部改正）

（利用の禁止）

第11条 管理責任者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用を禁止する。

- (1) 利用責任者が明確でないとき。
- (2) 利用者が利用者心得を守れないと認められるとき。
- (3) 当該学校の教育上支障があると認められるとき。
- (4) 指定した種目以外に使用したとき。

（利用者の賠償責任）

第12条 利用者が故意又は過失により開放体育施設に損害を与えた場合は、当該損害相当額の賠償の責めを負うものとする。

（平7教委規則8・一部改正）

（利用の取消し等）

第13条 教育委員会は、利用の許可をした場合でも、当該開放校において緊急に使用の必要を生じたとき、又は第11条に該当すると認められたときは、利用を取り消すことができる。この場合において利用者に損害を生じたことがあつても教育委員会は、その責めを負わない。

- 2 教育委員会は、利用者が管理責任者の指示に従わないときは、開放校から退去を命ずることができる。
- 3 教員委員会は、開放体育施設の保全又は著しい支障が生じたときその他やむを得ない必要が生じたときは、利用者に開放体育施設の利用の停止若しくは開放校から退去を命ずることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和57年教委規則第4号）

- 1 この規則は、昭和57年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既に委嘱又は任命されている委員の任期は、改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。

附 則（昭和59年教委規則第5号）

この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第15号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第8号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第8号）

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第8号）

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

入間市学校体育施設利用団体登録申請書

年 月 日

(あて先)入間市教育委員会

住 所  
代表者 電 話  
氏 名

入間市立小・中学校体育施設の開放に関する規則第7条の規定により、学校体育施設利用団体の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 の 名 称			
団 体 の 所 在 地			
目 的(種 目)			
人 員	人		
責 任 者	住 所	電 話	
	氏 名		
	勤 務 場 所	電 話	
登 録 年 月 日			
摘 要	希望開放校	決定校	

注 1 利用者名簿を添付してください。

2 代表者又は責任者に異動があつた場合は、速やかに教育委員会に届け出てください。

上記団体の登録を認めます。

年 月 日

登録番号

入間市教育委員会 印



様式第2号(第7条関係)

利用団体代表者・責任者変更届

年 月 日

(あて先)入間市教育委員会

団体名  
代表者

入間市立小・中学校体育施設の開放に関する規則第7条の規定により、代表者又は責任者に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

小 学校 中	番
--------------	---

1 代表者変更

	フリガナ	住所	勤務先	名称
	代表者名	電話番号	電話番号	番号
変更前				
変更後				

2 責任者変更

	フリガナ	住所	勤務先	名称
	責任者名	電話番号	電話番号	番号
変更前				
変更後				

様式第3号(第9条関係)

(表)

入間市学校体育施設利用申請書

年 月 日

(あて先)入間市教育委員会

入間市立小・中学校体育施設の開放に関する規則第9条第1項の規定により、学校体育施設を利用したいので、次のとおり申請します。

			月分
団体の名称		種目	
代表者	氏名	電話番号 ( )	
	住所		
申請者	氏名	電話番号 ( )	
	住所		
利用学校・施設	小・中学校 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 校庭		


利用日時	1	日 時 分～ 時 分	6	日 時 分～ 時 分
	2	日 時 分～ 時 分	7	日 時 分～ 時 分
	3	日 時 分～ 時 分	8	日 時 分～ 時 分
	4	日 時 分～ 時 分	9	日 時 分～ 時 分
	5	日 時 分～ 時 分	10	日 時 分～ 時 分

入間市学校体育施設利用許可書

様

年 月 日

次のとおり学校体育施設の利用について許可します。

入間市教育委員会 

			月分	
利用日時	1	日 時 分～ 時 分	6	日 時 分～ 時 分
	2	日 時 分～ 時 分	7	日 時 分～ 時 分
	3	日 時 分～ 時 分	8	日 時 分～ 時 分
	4	日 時 分～ 時 分	9	日 時 分～ 時 分
	5	日 時 分～ 時 分	10	日 時 分～ 時 分

◎裏面の注意をお読みください。



(裏)

#### 利用上の注意

学校施設は、子どもたちの学習の場です。利用の際は、次の注意事項を厳守してください。

- 1 利用責任者は、利用の際本書を所持し、係員に提示を求められたときは、直ちに提示すること。
- 2 利用許可時間を厳守すること(体育館及び夜間照明付の屋外運動場の利用は、午後9時30分までとする。)
- 3 体育館の利用に際しては、必ず室内履き運動靴を着用すること。
- 4 学校体育施設内での火気の使用及び飲食物の持込みは、禁止する。
- 5 利用を許可されたもの以外の学校体育施設内の備品、器具、機械等には、みだりに手を触れないこと。
- 6 利用者は、準備並びに利用後の整備及び清掃を責任を持つて行うこと。  
なお、ごみ等は必ず持ち帰ること。
- 7 「かぎ」の開閉は、利用責任者が責任を持つて行うこと。特に利用後は、かぎ閉まりに十分注意したうえ、利用日誌に所定の事項を記入し、「かぎ」とともに所定の場所に返却すること。
- 8 校庭への自動車等の乗入れは、一切しないこと。
- 9 体育館のステージは、使用しないこと。
- 10 喫煙は決められた場所で行い、吸殻等は必ず持ち帰ること。
- 11 利用を許可された学校体育施設以外には、立ち入らないこと。
- 12 当該開放校の用務員の手伝いは、認めない。
- 13 学校の電話の取次ぎ及び利用は、禁止する。
- 14 施設又は設備を損傷したときは、利用責任者が速やかに教育委員会に届け出ること。損害については、原則として利用者が弁償すること。
- 15 その他特に教育委員会の指示があるときは、これに従うこと。

様式第4号(第10条関係)

入間市学校体育施設利用申請書

年 月 日

(あて先)入間市教育委員会

代表者 名称  
住所  
電話  
氏名


入間市立小・中学校体育施設の開放に関する規則第10条の規定により、学校体育施設を利用したいので、次のとおり申請します。

学 校 名	
利 用 施 設	
利 用 設 備	
種 目	
利 用 時 間	年 月 日 午前・後 時から 時まで
利 用 人 員	
責 任 者 名	
連絡先(住所・電話)	
申 請 理 由	
特別な設備の有無	
備 考	

上記のとおり利用を許可します。

許可番号

年 月 日

入間市教育委員会 

様式第1号（第7条関係）

（昭63教委規則15・平5教委規則8・平18教委規則2・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（昭63教委規則15・平5教委規則8・平18教委規則2・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（平12教委規則2・全改、平18教委規則2・一部改正）

様式第4号（第10条関係）

（昭63教委規則15・平5教委規則8・一部改正、平12教委規則2・旧様式第5号繰上、平18教委規則2・一部改正）